

# オープンカウンタ方式 導入に向けた取組

中田 尚子

多治見砂防国道事務所 瑞浪国道維持出張所（〒509-6108 瑞浪市益見町2-99）  
経理課（〒507-0023 多治見市小田町4丁目8-6）

少額の物品を購入する際は、地元業者等に見積書の提出を依頼し、随意契約により契約手続きを行っているところであるが、競争性や公平性、透明性をより高めた契約手続きが求められる中、新たな契約手続きの導入について検討するものである。

キーワード：オープンカウンタ方式、随意契約、競争性、新規参入、  
公平性、透明性、業務改善、効率化

## 1. 背景及び目的

少額の物品購入は、複数の者に見積書の提出を依頼し、競争性の確保に努めてきたが、当方からの一方的な見積り依頼に基づくため、公平性や透明性に課題が残っている。また、人員削減やワークライフバランスの確保などの理由から業務改善や効率化が求められている。

そこで、地域性に配慮しつつも競争性を向上させ、公平性や透明性を高めた契約手続きを実現させるため、本論文では多治見砂防国道事務所におけるオープンカウンタ方式（公募型の見積り合わせ方式）の導入を検討する。

なお、平成29年度国土交通省調達改善計画（以後「調達改善計画」という）において、予定価格が少額で随意契約が可能な場合についても、競争性を高める観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンタ方式を活用するなど、競争参加機会を拡大させることが推奨されているところである。

## 2. 少額随意契約による物品購入の現状と課題

### (1) 現状

#### a) 会計法令上随意契約が可能な場合

会計法第29条の3に一般競争及び指名競争、随意契約が定められている。各契約方式の概要を表-1に示す。

表-1 一般競争・指名競争・随意契約の概要

契約方式	概要	競争性
一般競争	不特定多数の者に競争させ、最も有利な条件で申込みをした者を契約の相手方とする。	高 ↑ ↓ 低
指名競争	特定の者を指名して競争させ、最も有利な条件で申込みをした者を契約の相手方とする。	
随意契約	競争によらず、特定の者を選択して契約の相手方とする。	

随意契約ができる場合の条件は、予算決算及び会計令第99条に定められている。物品購入においては、予算決算及び会計令第99条第3号「予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき」に該当する場合に随意契約が可能となっている（以後「少額随意契約」という）。

#### b) 物品購入の流れ（多治見砂防国道事務所の場合）

購入希望の物品がある場合、要求課は払出を提出し、分任物品管理官が購入の可否を決定する。

購入する物品については、1ヶ月分をとりまとめて契約手続きを行う。購入物品を分類して、その種類ごと（例えば、事務用品や印刷物等）に業者リストから見積り依頼業者を選定し、見積り依頼、見積り合わせを行い、業者を決定している（以後「見積り方式」という）。見積り方式における物品購入事務手続きの流れを図-1に示す。

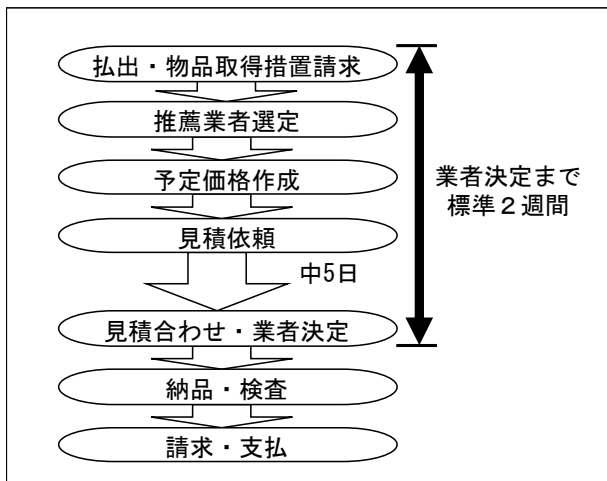


図-1 見積方式における物品購入事務のフロー

(2) 見積方式における課題

a) 公平性、透明性

現在の契約手続きでは、当方が業者選定及び見積依頼を行うため、一方的な見積依頼となり、公平性及び透明性の確保に課題がある。より高い公平性及び透明性を確保するためには、当方からの一方的な見積依頼によらない方法を考える必要がある。

b) 業者選定

業者選定にあたっては、契約担当課長の責において行い、過去の見積依頼回数・受注実績を記録したリストを作成し、特定の業者に偏らない選定に努めるものとされている（平成18年7月6日事務連絡）。また、随意契約による場合の見積依頼は、2者以上から行うこととされている。業者リストのイメージを図-2に示す。

	A社	B社	C社	D社	E社
見積依頼回数	15	13	16	14	16
受注回数	5	4	5	3	1
H28.4 洗剤	○	◎			
H28.5 パソコン			◎	○	○
H28.6 ゴム印	◎			○	
H28.7 カメラ		○	◎		○

○：見積依頼業者 ◎：受注者

図-2 業者リストイメージ

少額随意契約の場合、一般競争と違い、購入する物品の取扱業者を自ら探し出し、見積依頼を行う必要がある。しかし、見積提出の辞退や新規参入が困難といった理由から、業者選定に苦慮している状況がある。

c) 見積辞退による競争性の低下

リストアップされている業者の中でも、見積提出を辞退する者がいる。見積依頼を特定業者のみに実施する「特命随意契約」を除いた発注件数と見積辞退回数（参考見積りを含む）を図-3に示す。

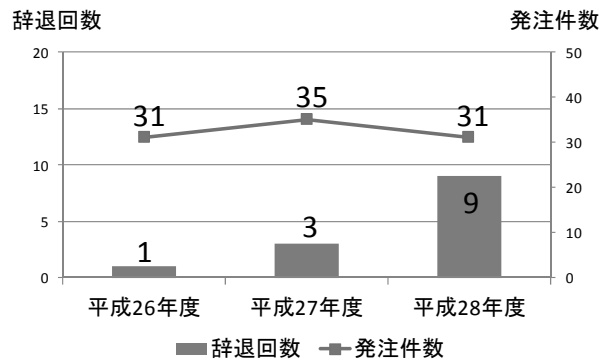


図-3 見積辞退回数と発注件数

図-3からわかるように、発注件数はほぼ横ばいであるのに比べて、辞退回数は増加傾向である。辞退した業者から聞き取ったところ、特殊機器で仕様にあったものの納品が困難、納期に間に合わないなどの理由があげられた。また、手続きが煩雑、見積提出回数に比較して受注回数が少ないなどの理由もあるのではないかと考えている。今後さらに辞退回数が増えることにより、競争性を確保できなくなる可能性や、全者辞退となり見積方式による契約が成立しなくなる可能性がある。

また、リストアップされている業者の中でも、辞退が続き、今後のやりとりを辞めたいと申し出る者がいる。リストにある業者が減ってしまうと競争性の確保が難しくなる。

d) 新規参入が困難

競争性を確保し続けるため、リストアップされている業者を増やしていくことが望ましい。しかし、クレジット決済など便利な購入方法が増える中で、後払いや振込などの会計法による煩雑な契約手続きに対応する業者を探し出すのは難しい。事務所近隣の業者に電話で手続きを説明しても、断られている状況である。

e) 契約事務手続きの業務改善

当事務所における過去3年分の少額随意契約による物品購入の発注件数を表-2に示す。

表-2 多治見砂防国道事務所における過去3年分の少額随意契約発注件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事務用品	22	21	19
印刷物	4	6	6
その他	5	8	6
特命随意契約	27	27	26
合計	58	62	57

表-2からわかるように、発注件数は年間60件程度である。ただし、1件の発注にあたり2者以上に見積を依頼するため、実際に見積依頼を行う数としては2倍以上となり、年間100件以上と推測される。この他に、特殊な物品については市場調査のための参考見積りを依頼す

る場合があり、その依頼件数を含めると見積依頼の件数はさらに増加する。よって、効率化を図り、見積依頼の業務量を減らす方法を考える必要がある。

### 3. オープンカウンタ方式の導入

現在の見積方式による契約手続きについて、2. (2)で述べた課題があるため、改善が必要であると考えた。本論文では、調達改善計画で推奨されている「オープンカウンタ方式」を多治見砂防国道事務所で導入することを検討する。

#### (1) オープンカウンタ方式の定義

オープンカウンタ方式とは、物品調達等において、発注者が見積の相手方を特定せず、一般競争に準じて公募形式により広く見積書の提出を募り、契約の相手方を決定する方式をいう。図-4にイメージを示す。

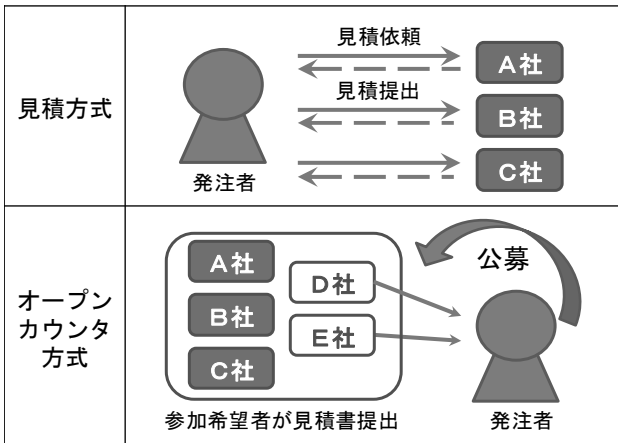


図-4 見積方式とオープンカウンタ方式のイメージ

#### (2) メリット・デメリット

見積方式とオープンカウンタ方式のメリット・デメリットを比較したものを表-3に示す。

オープンカウンタ方式を導入するメリットとして、発注者としては、競争性及び公平性、透明性が確保されること、業者選定、見積依頼の必要がなくなることがあげられる。受注者としては、新規参加が可能で、業務を選択できることがメリットと考えられる。

表-3 見積方式とオープンカウンタ方式の比較

	メリット	デメリット
見積方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間で業者決定が可能</li> <li>・複数者の見積が確保される可能性が高い</li> <li>・実績のある業者を選定できるため信用性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性及び公平性、透明性が低い</li> <li>・業者選定、見積依頼が必要</li> <li>・新規参加が困難</li> </ul>
オープンカウンタ方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性及び公平性、透明性が確保される</li> <li>・業者選定、見積依頼の必要がなくなる</li> <li>・新規参加が可能</li> <li>・業者が業務を選択できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不調の場合が想定される</li> <li>・新規参加業者の履行確実性の判断が必要</li> <li>・HPや広報等掲載費用増加の可能性はある</li> </ul>

#### (3) オープンカウンタ方式によって解決できる課題

見積方式における課題は、オープンカウンタ方式を導入することで解消される。

##### a) 競争性、公平性、透明性

公募型の見積合わせ方式になるため、競争性及び公平性、透明性はどれも高まる。

##### b) 業者選定、見積辞退、新規参加

一般競争と同様に意欲のある者が参加するため、発注者が業者選定をする必要がなくなる。また、見積辞退の心配も、新たに取り扱い業者を探す必要もなくなる。

##### c) 業務量

業者選定、見積依頼をする必要がなくなるため、その分業務量は減ると考えられる。ただし、新たに公募手続きが必要となる。

#### (4) オープンカウンタ方式における課題

一方で、オープンカウンタ方式を導入することにより、新たに生じる課題もある。

##### a) 不調の可能性

期限までに1者も見積書の提出がない場合が想定され、その場合オープンカウンタ方式による契約が成立しないため、再度手続きを取らざるを得ない。その方法の検討が必要である。また再度の手続きにより、納品が遅れ、業務量も増える。

##### b) 新規参加者の履行確実性

これまでに実績のない者が参加する場合、その履行能力の確認が必要となる。

##### c) 費用増加の可能性

公募手続きにあたり、公示文をHPや地元広報に掲載する場合、費用が発生する。

#### d) 周知

競争性確保の観点から、より多くの者に参加してもらうために、発注情報を効果的に周知する必要がある。これまで見積依頼により見積書を提出していた者が、随時更新されるHPや、事務所掲示板、広報誌を確認するように、より効果的なPR方法を検討する必要がある。

### 4. 他の地方整備局の導入状況

オープンカウンタ方式の導入を検討するにあたり、国土交通省の各地方整備局の状況について確認した。

#### (1) オープンカウンタ方式導入の状況

各地方整備局に照会したところ、8地方整備局中、四国地方整備局と近畿地方整備局の2つがすでに導入している。四国地方整備局では平成23年度から実施しており、近畿地方整備局では平成28年12月から本局のみで実施している。

#### (2) 四国地方整備局の導入状況

各地方整備局の中で最も早くオープンカウンタ方式を導入しており、実績のある四国地方整備局の状況を表-4に示す。

表-4 四国地方整備局の運用状況

	四国地方整備局の状況
実施事務所数	本局 7事務所（14事務所中）
平成28年度年間実施件数（本局のみ）	65件 〔内 物品購入：44件 印刷：21件〕
オープンカウンタ方式による見積決定件数	63件 〔内 物品購入：42件 印刷：21件〕

四国地方整備局における平成28年度の実施件数のうち、見積参加者が1者もなかった件数は2件のみであった。この場合も再公告により業者決定ができていたため、影響は大きくないと考える。

また、導入前には周知期間を設け、オープンカウンタ方式による契約手続きについて対象業者に周知している。

### 5. 導入する場合の課題への対応

3. (4)で述べたとおり、オープンカウンタ方式を導入することによって新たに生じる課題もある。その課題への対応を検討する。

#### (1) 不調の場合の対応

不調の場合には、見積方式を用いて再度の手続きを行うことで対応する。ただし、再度の手続きにより、業者決定までに時間がかかってしまう上、業務量も増加してしまう。しかし、これに関しては、四国地方整備局の実績から年間65件中不調は2件であったことを考慮すると、影響は大きくないと考える。また当面の間は、納期に余裕のある物品を対象とすることにしたい。

#### (2) 新規参入者の履行確実性確認のための参加要件

これまでに実績のない者や、一般競争参加資格を有しない無資格業者が新規参入する場合、履行能力の確認が必要であり、そのための要件を明確に提示する必要がある。過去の実績等の履行能力を証明するものを提出させることで、実績のない者や無資格業者に対しても履行能力を確保できると判断したいと考える。具体的には、過去の公的機関との請書や納品書を提出してもらう方法があると考えている。

#### (3) 費用増加

HPや広報掲載には費用がかかる。しかし、競争性が高まり、調達コストの削減が見込めるため、HPや広報掲載費用については、影響は大きくないと考える。

#### (4) 効果的な周知方法

個別案件の発注情報のHP掲載以外にも、運用開始時にはオープンカウンタ方式による契約手続きについて周知することが必要である。オープンカウンタ方式導入前に3ヶ月程度の周知期間をとることで解決できると考える。

### 6. オープンカウンタ方式実施要領（案）

以上を踏まえ、多治見砂防国道事務所における実施要領（案）を示す。

#### (1) 実施対象の制限

対象物品は、予算決算及び会計令第99条第3号に規定する160万円を超えない物品の購入に限定する。具体的には事務用品の購入や印刷物を対象とする。

#### (2) 参加資格

一般競争と同様に、全省庁統一資格である一般競争参加資格や、事務所の所在地域に営業拠点を有することを要件とする。

ただし、見積方式においては、一般競争参加資格を有しない無資格業者にも見積依頼を行っている。オープンカウンタ方式での参加資格を一般競争と同等にした場合、現在の見積依頼業者が参加できない可能性があるため、

無資格業者についても過去の実績等により十分な履行能力があることを確認できれば参加できることにする。

### (3) 公示場所、周知・PR方法

一般競争の入札公告に準じて、事務所掲示板に公示文を掲示するほか、中部地方整備局HPにも掲載する。また地域性に配慮するため、予定情報を可能な限り早めに事務所掲示板に掲示する。地元自治体の了承を積極的に得られるように調整し、広報掲載等も活用する。

### (4) 見積書の提出方法

見積参加希望者は、事務所経理課にて仕様書を受領する。その上で、期限までに見積書を持参又は郵送により提出する。

### (5) 見積合わせ、業者決定

見積書提出期限の後、見積合わせを行い、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者に決定する。

## 7. まとめ

オープンカウンタ方式は、他地方整備局の導入もまだ少ないが、現在の見積方式における課題を解決できる可能性が高い。

一方で、オープンカウンタ方式によることで新たに生じる課題も多くある。これらの対応策を今後さらに検討し、実効性のある対応策を見いだした上で導入することが望ましいと考える。今回の検討を機に、本局と連携し、オープンカウンタ方式の試行的導入の検討を更にすすめたい。

### 参考文献

- 1) 平成29年度国土交通省調達改善計画
- 2) 国土交通省会計実務要覧